



預金利息の取り扱いの改正

法人に係る利子割額（地方税）の廃止

平成 25 年の税制改正により、法人については、平成 28 年 1 月 1 日から銀行などの普通預金等で受け取る利息について、地方税の特別徴収はなくなっております。

	平成27年 12月31日まで	平成28年 1月1日以降
国 税	15.315%	15.315%
地方税	5%	廃止
合 計	20.315%	15.315%

なお、個人については今まで通りの地方税率で徴収されます。

平成28年度税制改正

平成28年の税制改正（法案）のうち特にこれから話題になりそうなものを中心に一部ですがご紹介いたします。

(1) 法人税率の引き下げ

法人税率が引き下げられます。資本金1億円以下の法人の税率は表の通りです。

資本金1億円以下の普通法人に適用される税率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法人税年800万円以下	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%
法人税年800万円超	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%
地方法人税	4.4%	4.4%	10.3%	10.3%
都(県)民税法人税割	3.2%	3.2%	1.0%	1.0%
市町村民税法人税割	9.7%	9.7%	6.0%	6.0%
所 事 業 得 業 割 税				
年400万円以下	3.4%	3.4%	5.0%	5.0%
年400万円超	5.1%	5.1%	7.3%	7.3%
年800万円超	6.7%	6.7%	9.6%	9.6%
地方法人特別税率	43.2%	43.2%	—	—
法人実効税率	22.18%	22.18%	21.62%	21.62%

(2) 企業版ふるさと納税の創設

地域再生法の改正法の施行日から平成32年3月31日までの間に地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法の地方創生推進寄附活用事業（仮称）に関連する寄附金を支出した場合には、その寄附金の額の合計額のうち下記の算式により計算した金額を税額控除できます。ただし、税額控除できる税額は、当期の法人税額の5%が上限となります。

- ① 寄附金の額の合計額×20%
 - 法人住民税から控除される金額
- ② 寄附金の額の合計額×10%
- ③ ①と②を比較していずれか少ない金額

- ④ 当期の法人税×5%
- ⑤ ③≤④ （法人税額の5%が上限）

（3）建物附属設備及び構築物の減価償却方法の変更

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定率法が廃止され定額法の適用となります。

（4）セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に支払ったOTC医薬品の購入金額が12,000円を超えると、その超える部分の金額は総所得金額から控除できます。なお、控除の上限は88,000円となります。

（注）医師の処方箋がなければ買えなかった医薬品が市販されるようになったものをスイッチOTC薬と言います。

そのうち一定のものを今までの医療費控除と有利な方を選択適用で総所得金額から控除できます。

	上限	足切り額
OTC薬	88,000	12,000
従来の医療費控除	2,000,000	100,000

限度額

$100,000 - 12,000 = 88,000$ 円

$2,100,000 - 100,000 = 2,000,000$ 円

（5）通勤手当の非課税限度額の引き上げ

現行の通勤手当の非課税限度額は月額10万円です。これを1.5万円に上限が変更されます。なお、適用期間は平成28年1月1日以降の通勤手当が対象となります。

（6）給与等支払者に対する申告書へのマイナンバー記載の省略

現行では扶養控除等異動申告書を会社に提出の都度、個人番号の記載が必要です。これを改正案では、既に勤務先に個人番号を提出したことがあり、勤務先が個人番号を管理している場合には次回以降提出する扶養控除等異動申告書への個人番号の記載は不要となります。

給与の他、公的年金や退職所得についても同様です。平成29年分以後の所得税について適用されます。

（7）空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続により取得した被相続人の居住用家屋（昭和56年5月31日以前建築のものに限る）及びその敷地を譲渡した場合には3000万円の特別控除の適用ができます。

平成28年4月1日から平成31年12月31日までの譲渡に限ります。

（担当 山本 修）

